

看護協会 の 概要と役割について



公益社団法人

三重県看護協会

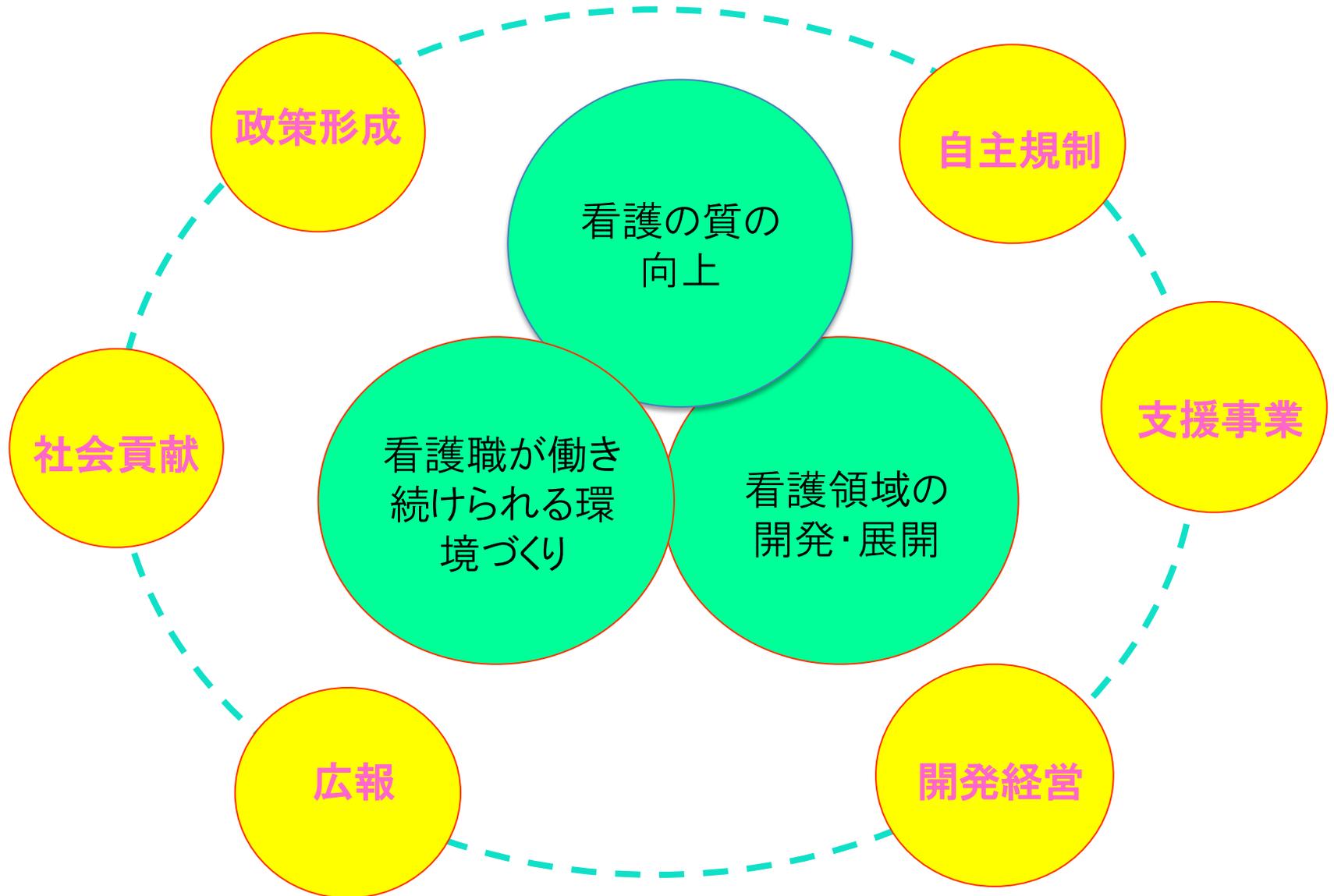
専務理事:柳川智子

平成26年6月2日

《看護協会とは》

- ◆看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）が自分の意思で会員となり運営する専門職能団体（公益社団法人）
- ◆個人之力では解決できない問題や課題を組織之力で解決し、看護職である会員を守り、看護を発展させる団体

《三重県看護協会の主な活動》





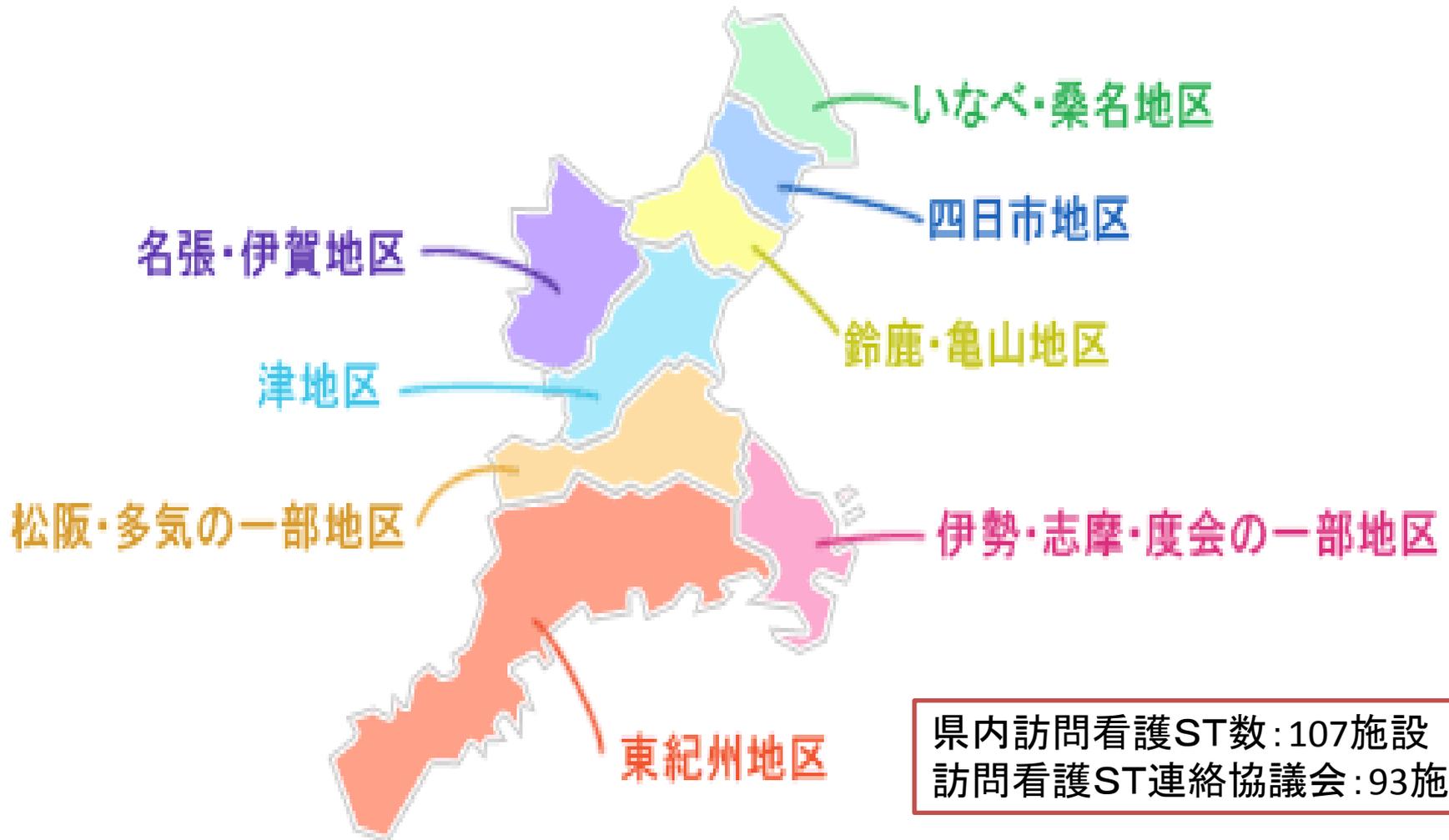
訪問看護ステーション 連絡協議会の概要

県内ステーション相互の連携をはかるとともに、事業の円滑な運営と、事業に関する情報交換・研修等を行い、在宅医療を支援し、三重県における地域医療・保健・福祉の向上に貢献することを目的とする。

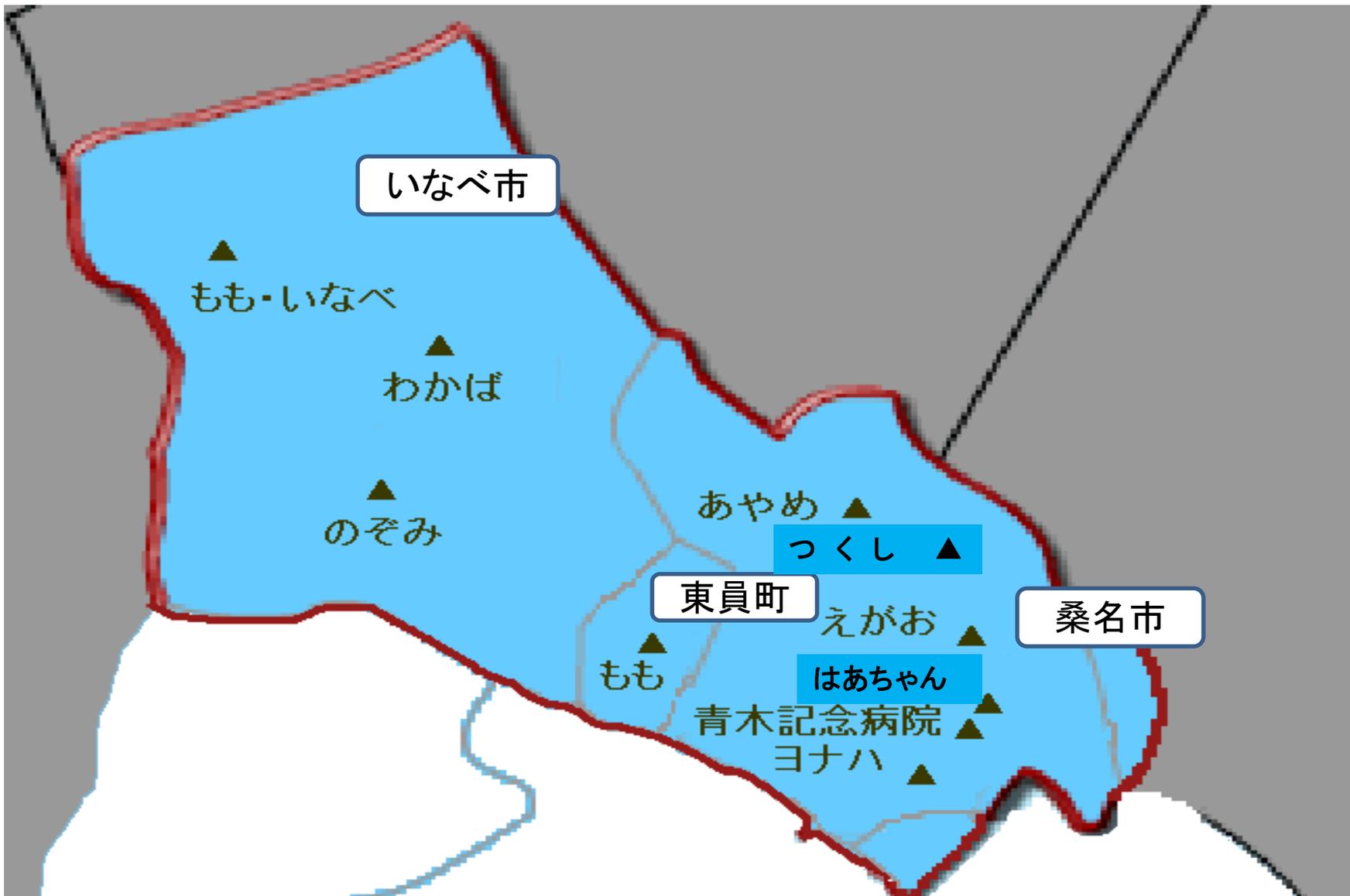


公益社団法人
三重県看護協会

三重県訪問看護ステーション 連絡協議会（8ブロック）



桑員地区訪問看護ステーション所在地



分野別 専門・認定看護師数(桑名保健所管内)

分野名	人数
がん看護 専門看護師	1名
皮膚・排泄ケア 認定看護師	2名
がん化学療法看護 認定看護師	1名
感染管理 認定看護師	3名
脳卒中リハビリテーション 認定看護師	1名

「新たな財政支援制度」(基金)の創設

平成25年度まで
「医療提供体制推進事業」(国庫補助金)

平成26年度から
消費税増収分544億円＋公費360億円で
都道府県に新たに「基金」設置

対象事業

- ①病床の機能分化・連携
- ③医療従事者等の確保養成

- ②在宅医療の推進・介護サービスの充実

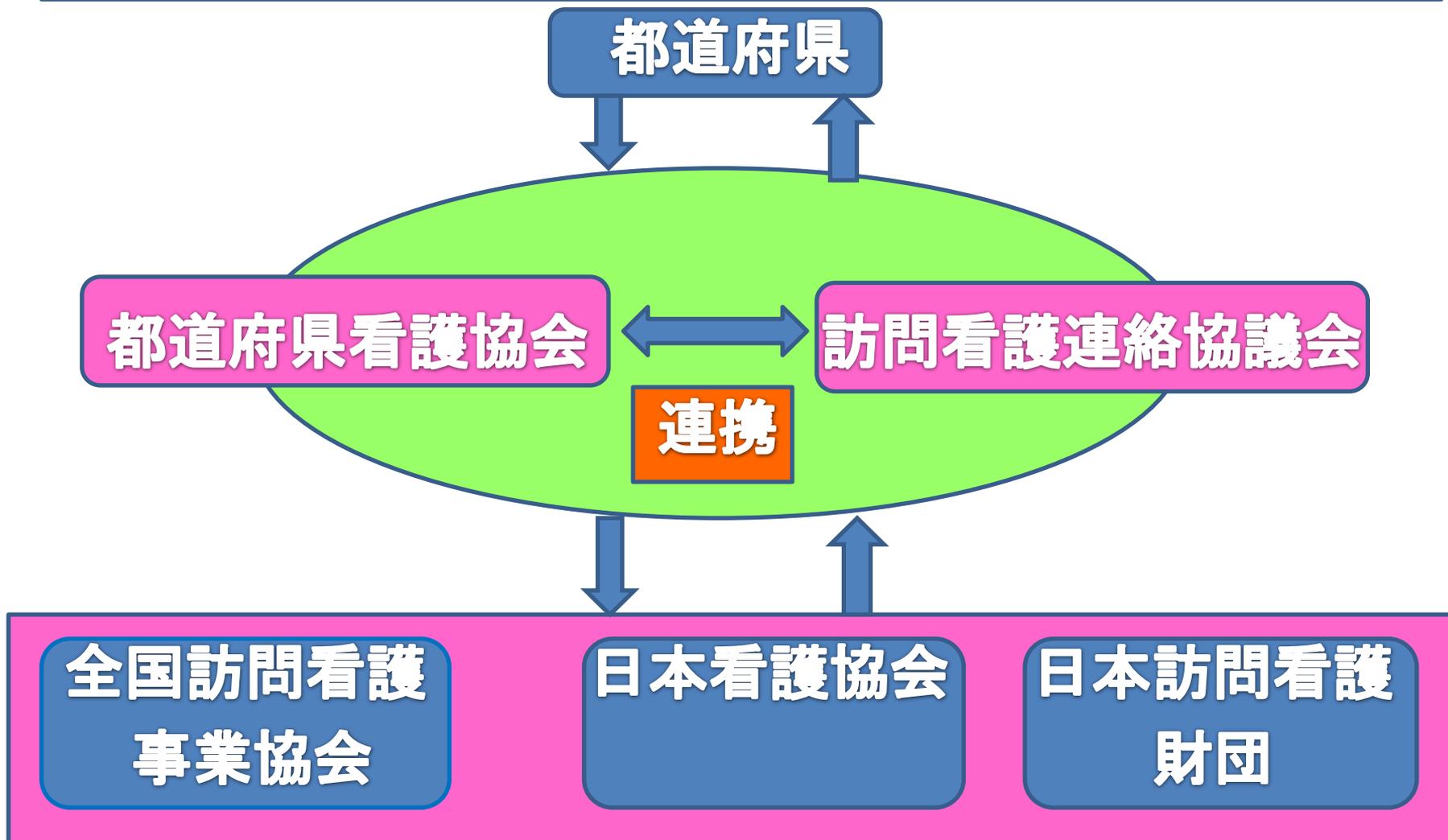
申請 ↓ ↑ 交付

市町村

事業者等(市町村、公的団体等)

今後の訪問看護事業推進に向けて

これから、訪問看護や在宅医療の整備は都道府県・市町村を中心に展開
地域の実情を踏まえた取り組みが重要



今後の訪問看護に期待されること

- 機能強化型訪問看護ステーション
- 訪問看護供給体制拡充事業
 - ①訪問看護職員の定着支援事業
 - ・ICTの活用
 - ②訪問看護ステーション規模拡大に向けた初期支援事業
 - ・訪問看護初期研修の実施
- 専門性の高い看護師による同一日訪問
- 退院支援と退院調整

平成26年度
三重県
看護協会の取り組み

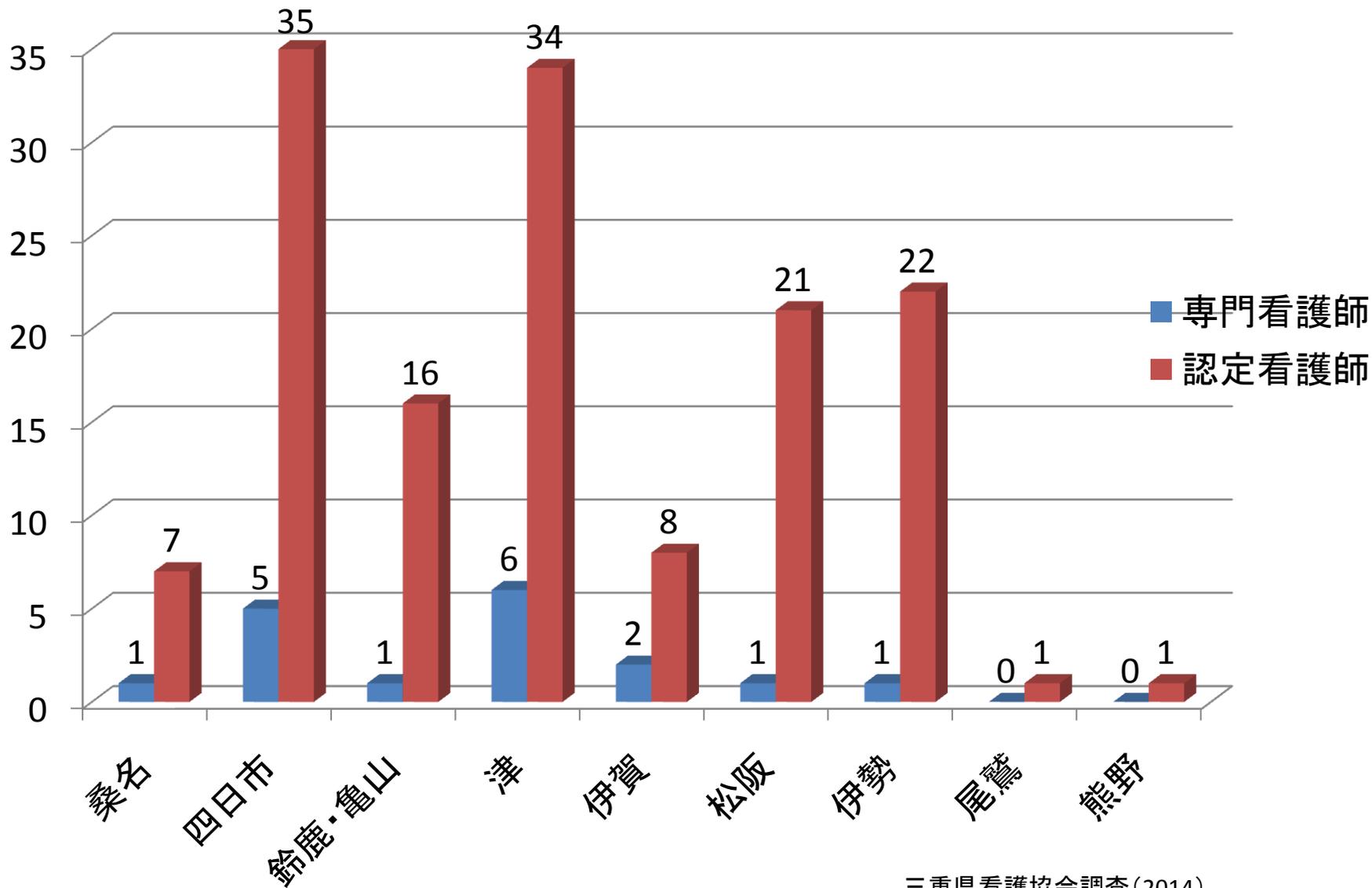
現状を知ろう !!

認定看護師・専門看護師の
活動状況を知る

三重県内の認定看護師・専門看護師が所
属する医療機関へのアンケート調査

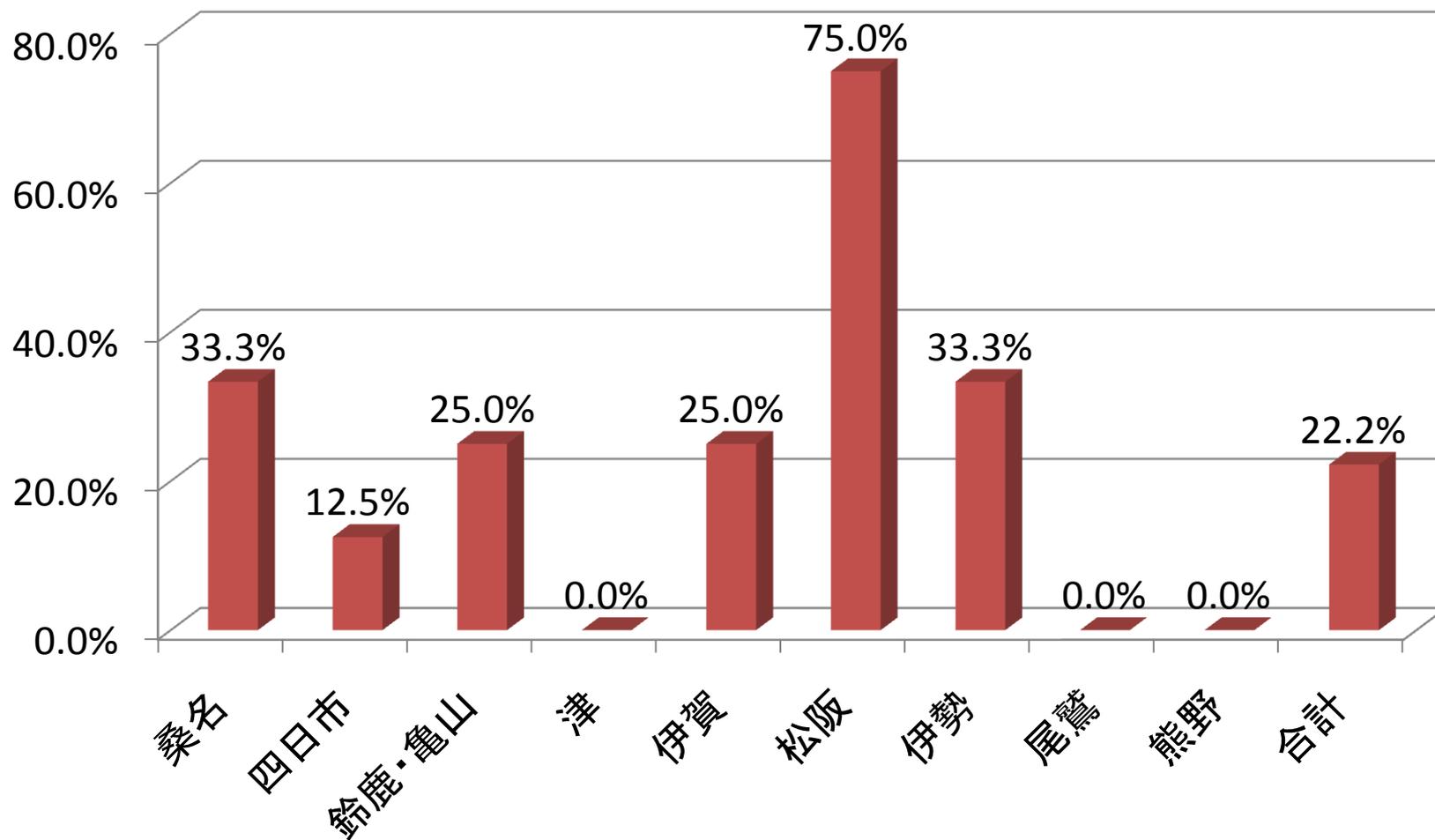
37施設 → 回収数36施設

三重県二次医療圏別専門看護師・認定看護師数



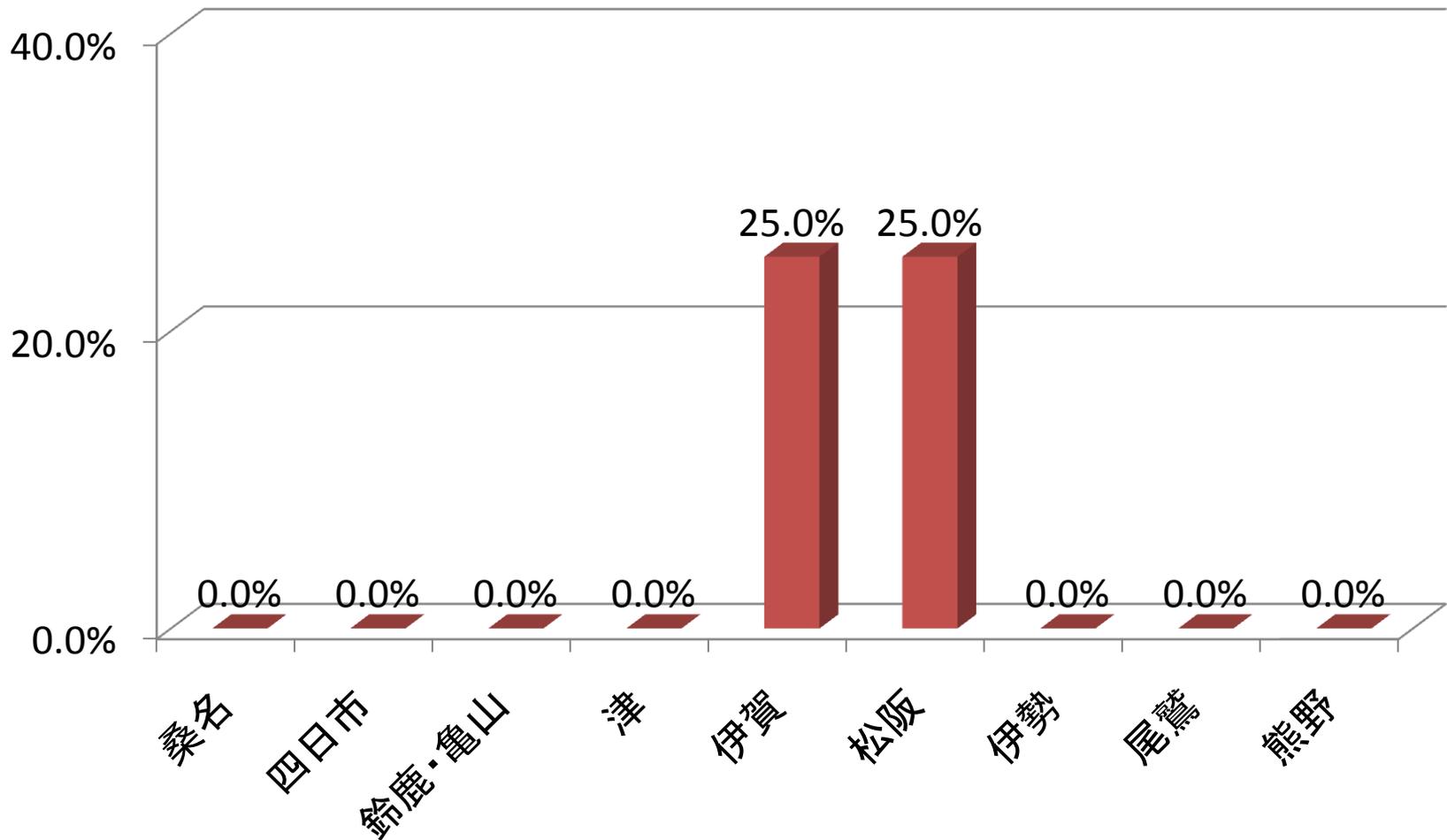
三重県看護協会調査(2014)

専門性の高い看護師(がん・褥瘡)と訪問看護師の 同行訪問実績

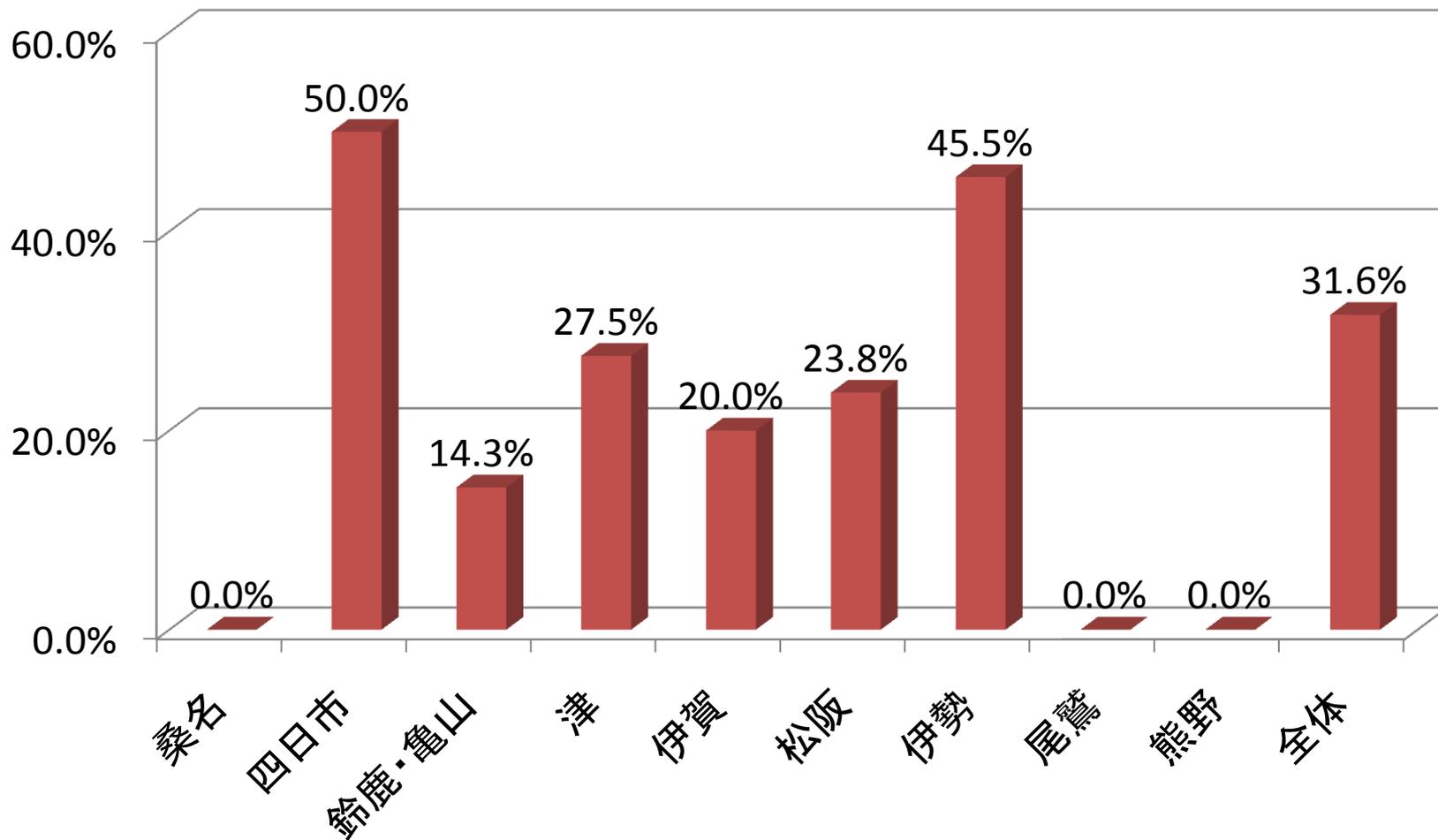


三重県看護協会調査(2014)

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者に対して、緩和ケアチームの外来緩和ケアの実績



専門看護師・認定看護師の退院時カンファレンス参加状況 （「積極的に参加している」と回答した割合）



三重県看護協会調査(2014)

看護管理者が考える 専門看護師・認定看護師を活用した地域連携の課題

課題	内容
病院と在宅の連携体制の整備	専門看護師や認定看護師の役割や能力を在宅ケア提供者に周知する必要性
	施設と在宅の連携体制を充実させる必要性
	在宅ケアシステムの中での病院の役割についての理解不足
	病院と在宅の連携窓口の明確化
地域連携推進のための医療や看護の質の確保	病院のスタッフの在宅ケアに対する理解不足
	専門看護師・認定看護師の看護実践能力の向上
	専門看護師・認定看護師の在宅ケアに対する理解不足
現行の在宅医療制度の課題	現行の在宅医療制度の制約や限界
	病院が在宅ケアに関わることのメリットについての検証不足
	病院が在宅医療に関わる際のリスクマネジメント体制整備
病院の体制上の課題	勤務体制による時間的な制約
	在宅ケアに携わるにあたっての専門・認定看護師の立場の明確化
病院から在宅ケアシステムへの働きかけの困難さ	在宅ケア提供者の医療に関する知識不足
	在宅医療における医師との連携が困難

看護管理者が考える

専門看護師・認定看護師活動が地域連携にとって有効であること

有効なこと	内容
在宅ケアの質を向上させることができる	研修会等を通じて地域に対する教育活動を行える
	病院看護師や訪問看護師等からの相談を受けることができる
	看護職以外のケア提供者からの相談を受けることができる
多職種連携による在宅ケアをすすめることができる	病院から在宅への継続看護の体制づくりができる
	医師との連携を円滑に行うことができる
	看護師のアセスメント内容をケアプランにいかすために多職種に働きかけられる
	多職種連携の中心的な役割を担うことができる
専門性をいかした高度な看護実践を行うことができる	地域の在宅ケアの課題を見出し解決のための看護実践を行える
	在宅療養者や家族に質の高い看護を提供できる
	在宅療養者や家族の権利を守るための調整を行うことができる

専門看護師・認定看護師の地域連携活動内容 (複数回答)

地域連携活動	件数	割合
訪問看護師のアセスメントに対する専門的な相談助言	20	55.6%
訪問看護師の看護技術に対する相談助言	19	52.8%
在宅療養上必要な事柄についての相談助言	20	55.6%
地域在宅ケアネットワーク会議への参加	9	25.0%
地域ケア会議への参加	8	22.2%
患者の退院時指導における訪問看護師との情報交換	13	36.1%
退院時における多職種連携の調整を行う	5	13.9%
訪問看護師を対象とした研修会の開催	13	36.1%

平成26年度の具体的取り組み予定

- ・ 訪問看護管理者会等、地域毎のネットワークづくりの支援
- ・ 訪問看護師の学習ニーズをふまえた研修会の開催
- ・ 医療機関との相互研修による退院時連携の推進
- ・ ホームページを活用した、訪問看護事業所や活動の広報
(ホームページについては新たに会員専用ページを設け、ネットワークづくりや、広報活動を積極的に行う)
- ・ 国の在宅医療政策に伴う様々な事業や取り組み

1. 三重県訪問看護機能強化・連携推進事業

- ①訪問看護管理者管理者研修
- ②訪問看護管理者ネットワーク会議
- ③訪問看護師の多職種連携推進研修
- ④訪問看護師養成研修(20日間)

・北勢地区、中勢地区、南勢地区のブロック研修
及び集合研修を企画

2. 在宅医療推進のための看護師研修事業

①訪問看護事業所の看護師の研修

- ・人工呼吸器ケア、中心静脈栄養（ポート管理）
褥瘡ケア、緩和ケア、透析ケア、小児在宅等
医療機関での研修や集合研修

②医療機関等の看護師の研修

- ・病棟看護師の退院支援の理解のため訪問看護師との在宅同行訪問

③訪問看護事業所間の研修

- ・訪問看護事業所間の同行訪問

3. 精神疾患患者の退院及び地域定着支援のための基盤整備事業

平成26年度診療報酬改定により、精神疾患を持つ患者の地域移行支援と地域定着推進のための医療機関が行う早期集中管理や訪問看護事業所多職種連携支援が評価されることになった。

事業所において20時間の専門の研修を受けた者が在籍する必要がある。

ご清聴

ありがとうございました



公益社団法人

三重県看護協会